

## 立川市建設工事における技術者等配置基準

### (目的)

第1条 この基準は、立川市（以下「市」という。）が発注する建設工事における現場代理人、主任技術者並びに監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）その他建設工事の施工上必要な技術者について、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令等に基づきその配置基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

### (現場代理人)

第2条 建設工事を市から直接請け負った者（以下「受注者」という。）は、現場代理人を当該建設工事の現場に常駐で配置しなければならない。ただし、現場代理人の兼任が認められた場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、現場代理人の配置について、現場代理人及び主任技術者等通知書（第1号様式。以下「通知書」という。）により市に通知しなければならない。
- 3 現場代理人は、同一の工事において主任技術者又は監理技術者等（以下「主任技術者等」という。）及び専門技術者を兼任することができる。
- 4 現場代理人の配置期間は、契約日から完了検査日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間であって、市と受注者との間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、現場代理人の常駐を要しないものとする。
  - (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間）
  - (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 5 下請契約を伴う工事において、下請負者の現場代理人、主任技術者等及び専門技術者の配置期間は、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- 6 受注者は、前各項に規定する基準により配置済みの現場代理人を変更する場合

には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更後速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式。以下「変更通知書」という。）により当該変更の内容について市に通知しなければならない。

（現場代理人配置の特例）

第3条 現場代理人は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときは、複数の工事の現場代理人を兼任することができる。この場合において、当該現場代理人は、兼任する各工事の主任技術者等を兼ねることができる。ただし、専任を要する監理技術者等との兼任は、第5条第1項第2号に掲げる要件を満たす場合に限るものとする。

- (1) 発注済みの工事に続き、同一場所で特命随意契約により契約され、各々関連があると認められる工事それぞれに現場代理人として従事する場合
- (2) 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合
- (3) 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体を除く発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体が発注する工事で、他の工事現場の現場代理人でないこと。

2 受注者は、前項の規定により現場代理人を兼任する場合は、契約の締結日の前までに市と協議を行うとともに、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）により当該兼任の内容について市に申請し、承諾を受けなければならない。

（主任技術者等）

第4条 受注者は、請け負った建設工事を施工するときは、次の各号に掲げる基準に基づき、建設工事施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者等を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

- (1) 受注者は、請け負った建設工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する主任技術者を必ず配置しなければならない。
- (2) 市から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の契約代金の額（当該下請契約が複数あるときは、それらの請負代金の総額。以下同じ。）

が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上となる場合には、受注者は当該建設工事に関し特定建設業の許可を有するものとし、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者の内から監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。さらに特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する。

(3) 市から直接請け負った建設工事の請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上となる場合においては、主任技術者等を専任で配置すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、主任技術者等の配置については建設業法第 26 条に基づいて行うこと。

2 主任技術者等の配置期間は、契約日から完了検査日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間であって、市と受注者との間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、主任技術者等の専任を要しないものとする。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

3 受注者は、主任技術者等の配置について、通知書により市に通知しなければならない。

4 主任技術者等は、同一の工事において現場代理人及び専門技術者を兼任することができる。

5 主任技術者等は、他の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置されている者を除く。）及び専門技術者を兼任することができる。

（近接工事等における専任を要する主任技術者等の配置の特例）

第 5 条 次の各号に掲げる場合における専任を要する主任技術者等の配置について

は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 同一あるいは別々の発注者が発注する密接な関連のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任を要する主任技術者を配置することができる。ただし、専任を要する監理技術者には適用しないものとするが、特例監理技術者を配置する場合においては、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置くことで適用できる。
- (2) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の建設工事を一つの建設工事とみなして、同一の主任技術者等を配置することができる。

（主任技術者等の施工途中における変更）

第6条 受注者は、配置済みの主任技術者等の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、次の各号に掲げる事項に該当する場合に限り、施工途中において当該主任技術者等を変更することができる。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

2 受注者は、前項各号に掲げる事由により主任技術者等を変更しようとするときは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 主任技術者等の交代の時期は、市と受注者との協議により、工程上一定の区切りと認められる時点とする。
- (2) 交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められること。
- (3) 協議においては、市からの求めに応じて、受注者が工事現場に配置する主任技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報

を市に説明すること。

3 受注者は、前2項の基準により配置済みの主任技術者等を変更する場合には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更後、速やかに変更通知書により当該変更の内容について市に通知しなければならない。

(経営業務の管理責任者の取扱い)

第7条 経営業務の管理責任者は、管理責任者の業務に支障のないときは、専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができる。この場合において、当該管理責任者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができる。

(営業所の専任技術者の取扱いの特例)

第8条 営業所の専任技術者は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができる。この場合において、当該専任技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができる。

- (1) 当該営業所で契約締結した工事であること。
- (2) 工事現場が立川市域内にあり、かつ、工事現場と営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあり、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得ること。

(直接的かつ恒常的な雇用関係の証明書類等)

第9条 現場代理人及び主任技術者等については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。

2 前項に規定する直接的かつ恒常的な雇用関係とは、現場代理人及び主任技術者等が、入札の基準となる日（一般競争入札においては告示日、指名競争に付す場合であっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあつた日）以前に3か月以上の受注者との雇用関係があることをいう。

3 受注者は、現場代理人及び主任技術者等と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を受けるため、次の各号に掲げる資料のいずれかを提出しなければならない。

- (1) 健康保険被保険者証の写し（市区町村の国民健康保険被保険者証は除く。）
- (2) 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- (3) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

- (4) 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の写し
- (5) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書  
(専門技術者)

第10条 受注者は、請け負った建設工事の施工上必要と認められるときは、建設業法第26条の2の規定に基づき専門技術者を当該建設工事の現場に配置しなければならない。

- 2 受注者は、専門技術者の配置について、専門技術者（変更）通知書（第4号様式）により市に通知しなければならない。
- 3 専門技術者は、同一の工事において現場代理人及び主任技術者等を兼任することができる。
- 4 専門技術者は、他の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置されている者を除く。）及び専門技術者を兼任することができる。
- 5 専門技術者の配置期間は、受注者が許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（当該附帯する他の工事の請負代金相当額の総額が500万円に満たない軽微なものを除く。）を施工する期間とする。
- 6 受注者は、前各項に規定する基準により配置済みの専門技術者を変更する場合には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更後速やかに専門技術者（変更）通知書により当該変更の内容について市に通知しなければならない。

（参加停止等）

第11条 受注者がこの基準に違反し、市の是正指示等に従わない場合においては、立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）に基づく参加停止措置等を講ずることがある。また、当該違反内容が法令等に抵触する場合には、監督行政庁等への通報を行うものとする。

（委任）

第12条 この基準の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

## 第1号様式 現場代理人及び主任技術者等

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁	.	.	.	.

## 現場代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）  
受注者氏名（名称）  
（代表者）

印

現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。

契約番号	第 号			
工事件名				
工事場所				
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥ )			
契約年月日	年 月 日		履行期限	年 月 日
技術者等	専任	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	備 考
現場代理人				現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任できる。
主任技術者	有・無		建設業法第 7 条第 2 号のイ, ロ, ハ	
監理技術者	有・無		建設業法第 15 条第 2 号のイ, ロ, ハ	
監理技術者 補 佐			建設業法第 15 条第 2 号のイ, ロ, ハ	
専門技術者 ( )			建設業法第 7 条第 2 号のイ, ロ, ハ	( )内は専門技術者を置いて施工する工事の建設業法上の区分を記入する。
受注者(JV の場合幹事会社)の許可区分等	土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・機械器具設置・造園・水道施設・その他( ) 大臣 ・ 知事 特定 ・ 一般 第 号			

監理業務受託者		担当者名
---------	--	------

注 受注者 (JV の場合幹事会社) の許可区分等の欄は、監理技術者を設置した場合のみ記入すること。

## 第2号様式 現場代理人及び主任技術者等変更通知書

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

## 現場代理人及び主任技術者等変更通知書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者氏名（名称）

(代表者)

印

(現場代理人・主任技術者・監理技術者等)を 年 月 日付で、  
下記のとおり変更しますので別紙経歴書を添えて通知します。

※該当に□をつけること。

契約番号	第 号		
工事件名			
(変更前) 氏 名		(変更後) 氏 名	
(変更後) <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐			
専 任	有・無	建設業法上の 該当資格	建設業法第7条第2号のイ, ロ, ハ 建設業法第15条第2号のイ, ロ, ハ
変更理由			

※事前に契約課と協議すること。

※変更後の技術者等の経歴書を添付すること。

※建設業法第7条第2号のハ又は建設業法第15条第2号のイに該当する場合は、資格者証の写しを添付すること。

※監理技術者等については、監理技術者資格者証及び講習修了証の写しを添付すること。

※変更後の技術者等は、当該変更を行う日の3か月以上前から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限られる。

第3号様式 配置技術者等の兼任承諾申請書

配置技術者等の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者氏名（名称）

（代表者）

印

下記の工事について、建設工事における技術者等配置基準第3条又は第5条に基づき、配置技術者等を他の工事の技術者等と兼任させたいので、承諾願います。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事（契約番号_____号）	新規工事
件名		
場所		
工期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理 技術者等		
兼任理由		

（受注者） 殿

立川市長

印

〇年〇月〇日付けで申請のありました配置技術者等の兼任について、承諾します。

## 第4号様式 専門技術者（変更）通知書

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁	.	.	.	.

## 専門技術者（変更）通知書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者氏名（名称）

（代表者）

印

専門技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。

契約番号	第 号		
工事件名			
契約年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日
技術者等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
工種			

専門技術者を下記のとおり変更しますので別紙経歴書等を添えて通知します。

変更年月日	年 月 日	
技術者等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ
変更理由		